

業務規程【電子債権決済サービス用】の一部改定について<新旧表>

(下線部変更箇所)

旧	新
<p>業務規程 【電子債権決済サービス用】</p> <p>平成 22 年 9 月制定 (平成 22 年 9 月 30 日実施) 平成 24 年 8 月変更 (平成 24 年 8 月 31 日実施)</p> <p>みずほ電子債権記録株式会社</p>	<p>業務規程 【電子債権決済サービス用】</p> <p>平成 22 年 9 月制定 (平成 22 年 9 月 30 日実施) 平成 24 年 8 月変更 (平成 24 年 8 月 31 日実施) <u>平成 25 年 7 月変更</u> <u>(平成 25 年 7 月 1 日実施)</u></p> <p>みずほ電子債権記録株式会社</p>
<p>第 17 条 (本人確認)</p> <p>当社は、記録機関利用契約の締結にあたり、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）に規定する方法により、利用者となろうとする者に係る本人確認を行う。</p>	<p>第 17 条 (取引時確認)</p> <p>当社は、記録機関利用契約の締結にあたり、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）に規定する方法により、利用者となろうとする者に係る取引時確認を行う。</p>
<p>第 18 条 (記録機関利用契約締結の要件)</p> <p>当社は、次の各号のすべてに該当する者との間でのみ、記録機関利用契約を締結するものとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けていない者であること。</p> <p>(3) ~ (4) (省 略)</p> <p>(5) 当該者が次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 ⑥その他①から⑤までに準ずる者</p> <p>(6) (省 略)</p>	<p>第 18 条 (記録機関利用契約締結の要件)</p> <p>当社は、次の各号のすべてに該当する者との間でのみ、記録機関利用契約を締結するものとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 手形交換所又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分を受けていない者であること。</p> <p>(3) ~ (4) (省 略)</p> <p>(5) <u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらの者を総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次のいずれにも該当しない者であること。</u></p> <p>①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>(6) (省 略)</p>

<p>第 19 条 (記録機関利用契約の解約) 1～3 (省 略) 4 当社は、記録機関利用契約において、利用者について以下に掲げる事由が一つでも存在する場合には、事前に利用者に通知をすることなく、記録機関利用契約を解約することができるものと定めるものとする。 (1)～(2) (省 略) (3) 前条第 5 号に掲げる者のいずれかに該当することが判明した場合 (4)～(11) (省 略) 5 (省 略)</p>	<p>第 19 条 (記録機関利用契約の解約) 1～3 (省 略) 4 当社は、記録機関利用契約において、利用者について以下に掲げる事由が一つでも存在する場合には、事前に利用者に通知をすることなく、記録機関利用契約を解約することができるものと定めるものとする。 (1)～(2) (省 略) (3) <u>利用者が、暴力団員等又は前条第 5 号①から⑤に掲げる者のいずれかに該当することが判明した場合</u> (4)～(11) (省 略) 5 (省 略)</p>
<p>第 31 条 (記録機関業務受託者への義務) 当社は、次に掲げる業務又は事務を、主務大臣の承認を得た上で、記録業務受託者へ委託することができる。 (1) (省 略) (2) 利用者となろうとする者及び利用者の<u>本人確認</u>に係る業務 (3)～(6) (省 略)</p>	<p>第 31 条 (記録機関業務受託者への義務) 当社は、次に掲げる業務又は事務を、主務大臣の承認を得た上で、記録業務受託者へ委託することができる。 (1) (省 略) (2) 利用者となろうとする者及び利用者の<u>取引時確認</u>に係る業務 (3)～(6) (省 略)</p>
<p>附則 (施行期日) 第 1 条 本業務規程は、平成 22 年 9 月 30 日から施行する。 附則 (施行期日) 本業務規程の平成 24 年 8 月付変更は、平成 24 年 8 月 31 日から施行する。</p>	<p>附則 (施行期日) 第 1 条 本業務規程は、平成 22 年 9 月 30 日から施行する。 附則 (施行期日) 本業務規程の平成 24 年 8 月付変更は、平成 24 年 8 月 31 日から施行する。 <u>附則</u> <u>(施行期日)</u> <u>本業務規程の平成 25 年 7 月付変更は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。</u></p>